

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月27日

住 所

名古屋市港区十一屋一丁目46番地

事業者名 名古屋臨海高速鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 大島 尚美

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・当社の鉄道駅施設および鉄道車両などハード面に関しては開業時から現行のバリアフリーの基準を満たしており、中期的には経年劣化による保守面からの維持管理計画を立てている。・旅客支援面ではソフト面の内容を今まで以上に充実させてゆく方針である。 |
|---|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 鉄道駅 ・ 鉄道車両	開業当初より現行のバリアフリー基準を鉄道駅施設、鉄道車両共に満たしているため特段見直す計画はない。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する研修教育の充実	民間資格取得者が講師となり、新入社員に一律の教育を実施するとともに社員への教育を行うことで、旅客施設における誘導などの体制の充実を図る。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー化された設備であることの周知	全駅においてエレベーター設置、乗降に際しては段差を解消しスロープなしで乗降できることをホームページを通じて周知している。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する研修教育の充実	民間資格取得者が講師となり、新入社員に一律の教育を実施するとともに社員への教育を行うことで、旅客施設における誘導などの体制の充実を図る。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・音声案内やサイン等での多言語化。 ・乳母車が気兼ねなく使用できるような啓蒙活動。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋駅トイレの改修（多機能トイレの増設、機能分散） ・金城ふ頭駅ホームドアの機器更新（補修部品供給の途絶）
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。